

資料 2

建築・都市整備・道路委員会
令和 2 年 1 2 月 1 4 日
道 路 局

市第 61 号議案 横浜市下水道条例の一部改正及び 市第 65 号議案 横浜市河川占用料条例の一部改正について

1 改正理由

一般下水道（水路）及び河川の占用料については、電柱や地下埋設管など道路占用と共通の種別が多いことから、その均衡を図るため、従来から本市道路占用料の改定と合わせて見直しを行っています。

今回、道路占用料の改定を受け、下水道条例及び河川占用料条例を一部改正します。

2 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日

3 一般下水道（水路）及び河川占用料の改定による歳入見込額

今回の改正による令和 3 年度の歳入見込額は、令和 2 年度の予算額に比べ、約 8 百万円増の 163 百万円です。

（単位：百万円）

条例の種別	2 年度予算額	3 年度見込額	差引
一般下水道（水路）占用	131	138	7
河川占用	24	25	1
計	155	163	8

4 改正内容

主な占用物件の単価については以下のとおりです。

（1）道路占用と共通の種別

電柱・電話柱・ガス管等の地下埋設管及びケーブル等の架設する物件等が該当し、道路占用料と同額にします。

（2）道路占用に定めのない種別

通路・橋りょうが該当し、道路占用料の平均改定率を適用します。

種 別		単 位	占用料 (改正前)	占用料 (改正後)
通 路	幅員が 2.5m 以下のもの	1 m ² /年	250 円	260 円
	幅員が 2.5m を超えるもの		970 円	1,000 円
橋りょう	幅員が 2.5m 以下のもの		360 円	380 円
	幅員が 2.5m を超えるもの		1,200 円	1,300 円